

5月4日に日本政府が新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を5月31日まで延長するとの発表を受け、以下のように対応することを決定しました。

1) 留学生クラスの春学期のオンライン授業の期間を延長

①期間を5月31日まで延長

※状況によりオンラインをさらに継続する可能性もあります。

②オンラインで使用するテキストについて

・使用テキストについては郵送などで全員に配布しました。在宅勤務の職員には必要な分を郵送し、授業に支障がないように対応しました。

・オンライン授業で使用する教材は出版社に問い合わせをして使用許可をもらいました。

2) 新型コロナウイルス流行に伴う特別定額給付金の申請方法について

①学生の住所把握に関して

学生の住所把握は学校が休校になる前に確認済みです。なお、3月以降に引っ越した学生などについても個別で対応しております。

②特別給付金申請サポート

4月27日に千葉県市川市が申請受付を開始したことを受け、学生の申請サポートも開始しました。なお、他の自治体も申請受付開始次第（郵送書類が届き次第）、速やかに学生が申請できるようサポートいたします。

3) 土曜日コースについて

春学期は5月16日より、全てオンラインで行うことといたします。

詳細⇒『2020年春学期土曜日コースの授業』について

引き続き、毎日の体調チェックを含め、講師および職員の情報共有を徹底すると同時に、学生の体調把握、そして体調不良の学生に対しては、病院の手配なども含めたできる限りの支援を行っていきます。

今後も変更がありましたら、HPでお知らせいたします。

この感染拡大が一日も早く終息することを心より祈っております。